

平成 22 年度

港 営 事 業 会 計

ア ニ ュ ア ル レ ポ ー ト

港 湾 局

## 目 次

### はじめに

大阪市港湾局長のメッセージ	1
---------------	---

第1部 経営分析調書	3
1. 事業内容	5
2. 業績の推移と説明	6
3. 経営収支の推移と説明	8
(1) 港営事業会計（全体）	8
(2) 港湾施設提供事業	10
(3) 大阪港埋立事業	12
(4) 貸借対照表	14
4. 経営指標の推移と経営分析	16
(1) 収益性	16
(2) 健全性・安全性	18
(3) 生産性・効率性	20
5. 事業の課題	22
(1) 港湾施設提供事業の課題	22
(2) 大阪港埋立事業の課題	22
第2部 新地方公会計制度に基づく財務諸表	25
1. 概要	26
2. 新地方公会計制度による財務諸表に基づく分析	28
3. 貸借対照表	31
(1) 平成22年度貸借対照表	31
(2) 法定決算書からの組替と修正	32
4. 行政コスト計算書	36
5. 純資産変動計算書	38
6. 資金収支計算書	40
7. 用語解説	42
8. 重要な会計方針	44
9. 偶発債務	46
10. 注記事項	47

## はじめに

### 大阪市港湾局長のメッセージ



大阪市港湾局長  
**丸岡 宏次**

大阪港は、慶応4年7月15日に開港し、現在に至るまで、わが国有数の国際貿易港として、大阪都市圏における産業経済活動及び市民の消費生活を支える重要な社会経済基盤であります。

大阪市は、昭和27年1月から大阪港の港湾管理者となり、時代のニーズに則して、港湾施設の整備や埋立事業を行い、現在も、大阪経済の活性化と豊かで安定した市民生活を支える港、そして市民の生命・財産を災害から守り安全で使いやすい港の実現を目標とし、港湾物流機能の強化や臨海地域の活性化、防災・減災機能の充実等の取組みを進めております。

こうした大阪市の港湾事業は、岸壁等港湾の基本施設を整備する事業や廃棄物処分場の整備を行う港湾環境事業、高潮対策等を行う防災保安事業などを所管する一般会計と、準公営企業会計として港湾施設提供事業・大阪港埋立事業を所管する港営事業会計の2つの会計方式により処理しております。このうち、地方公営企業法の財務規定等を適用している港営事業会計につきましては、平成19年度より「大阪市港営事業会計アニュアルレポート」を作成・公表し、民間企業並みの会計情報の開示に取り組んでおります。

平成22年度の大阪港は、アジア諸国の港湾との国際的な競争が激化するなか、国策として更なる「選択」と「集中」を図る国際コンテナ戦略港湾に、4港湾管理者（大阪市、神戸市、大阪府、兵庫県）協働で、神戸港とともに阪神港として応募し、経済界をはじめとする関係団体の支援を受け、平成22年8月に選定されたところです。また、大阪港の効率的な埠頭経営を進めるため、平成22年10月に大阪港埠頭公社の事業を継承する受皿となる大阪港埠頭株式会社を設立し、平成23年4月から本格的に業務を開始しております。今後、内航フィーダーの強化や大阪港埠頭株式会社によるコンテナ埠頭等の一元的な管理運営を実現することなどにより、更なる物流の効率化や基幹航路の維持に努め、大阪都市圏、西日本の物流を支える港となるよう取り組みを進めてまいります。

一方、経営面におきましては、世界的な経済不況や企業の土地保有ニーズの変化から、咲洲をはじめとする臨海部埋立地の売却が低調な状況となっているなど、依然として厳しい情勢となっています。

今後は、大阪市港湾事業経営改善委員会から提言された経営改善方策に基づき、更なるコスト削減を図るとともに、国際コンテナ戦略港湾に選定されたことを契機に、夢洲産業・物流ゾーン推進会議での議論を踏まえ、夢洲・咲洲地区企業等誘致協働チームとも連携して、総合物流企業や次世代・先端産業などの立地を戦略的に促進することにより、臨海部の活性化及び経営の健全化を図っていく所存でございます。

港湾局では、今後とも、経済活動や市民生活を安定して支える港づくりに努めるとともに、安全で安心な港の実現に向けた取り組みを進めてまいりますので、引き続き関係各位のご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

## アニュアルレポート変更の経緯

大阪市港湾局では、事業運営についての説明責任を果たし、経営の透明性を高めるとともに、市民や大阪港をご利用いただく方々と情報を共有し、理解と信頼を高めていくため、徹底した情報公開、情報提供の推進を図ることとしております。

その取り組みの一環として、平成 19 年度（平成 18 年度決算）より、港営事業会計アニュアルレポートを作成・公表してまいりました。これは、経営方針や事業概要などの業務状況のみならず、民間企業の視点に立った情報開示・情報提供を行うために、キャッシュフロー計算書・減損会計・退職給付引当金等、財務会計上の課題として掲げた内容を含めた財務諸表を記載したものです。

一方、総務省においても、地方分権推進・地方公共団体の財政問題等を背景に、新たな地方公会計制度の創設について検討が行われてきました。その結果、平成 19 年 10 月 17 日付自治財政局長通知「公会計の整備推進について」において、新公会計制度に基づく財務諸表の整備を平成 20 年度決算より行う旨、各自治体に要請がなされました。

この通知を受け、本市においても新公会計制度への対応を検討してまいりましたが、すでに作成してきたアニュアルレポート記載の財務諸表と新公会計制度に基づく財務諸表とは、目的や従来の決算からの修正項目等、共通点が非常に多いものであります。

そこで、これまで本市で行ってきた検討成果を活用するとともに、総務省の要請に応え、円滑に新公会計制度に移行するためには、これまでアニュアルレポートに記載していた財務諸表を、新公会計制度に基づく財務諸表に置き換えて作成すべきと考えました。

なお、詳細は第 2 部で解説しますが、この新公会計制度に基づいて作成される財務諸表は、地方公営企業法に基づいて作成する各決算諸表とは異なるものであります。

また、当局では平成 19 年度から、アニュアルレポートとは別に経営分析調書を作成・公表してまいりました。これは、港営事業会計の経営健全化・効率化を目的に、各年度決算を元に各種経営指標を作成し、推移や類似団体との比較も含めて分析・課題の抽出を行うものです。この経営分析調書も、市民の皆様や大阪港をご利用いただく方々への分かりやすい経営情報の提供に向けた取り組みのひとつであり、事業の概要説明等では重複する内容も一部ございました。

そこで、この経営分析調書の内容をアニュアルレポート内に盛り込み、港営事業会計の経営に関する一つの報告資料としてアニュアルレポートを位置付け、提供することといたしました。

この新たなアニュアルレポートは 2 部構成となっております。第 1 部の経営分析調書においては、地方公営企業法等関係諸規定で求められている決算に基づいて、現状確認と分析、課題の抽出を行っています。第 2 部の新地方公会計制度に基づく財務諸表においては、従来の決算では不鮮明であった行政サービスのコストとその負担のあり方、資産の変動とその財源、資金の動き等について、新たな視点に立った上で経営状況の把握が可能になり、より充実した情報公開に繋がるものと考えております。